

第33回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日 時：令和3年1月7日（木）

午後8時～

開催方法：Web会議方式

1. 開 会

2. 議 題

(1) 政府対策本部の「緊急事態宣言」及び埼玉県の「緊急事態措置」について

(2) 公共施設の対応について

(3) 新型コロナウイルス感染防止のための勤務上の取扱いについて

(4) その他

3. 市長訓示

4. 閉 会

第33回新型コロナウイルス対策本部会議

政府対策本部による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令及び埼玉県における緊急事態措置を受け、令和3年1月7日（木）午後8時より開催した標記会議（Web会議）において、本市における対応を協議し、協議の結果、公共施設等の対応及びイベント等の開催に対する戸田市の方針（案）を下記のとおり※を追記し、これを決定した。

記

1. 公共施設の対応について

- ・屋内公共施設については、原則休館とする。（窓口業務のみ実施）
- ・屋外公共施設については、利用時間を午後8時までとする。
- ・実施期間については、令和3年1月12日から令和3年2月7日までとする。

2. イベント等の開催について

市主催（共催）の市民が参加するイベント等（指定管理者含む）については、令和3年2月7日まで、原則、中止または延期とする。

※ 令和3年1月11日 成人式について

令和3年成人の日のイベント「青空に誓うはたちのレセプション」は中止し、オンライン配信を実施する。

※ 令和3年1月31日執行 市議会議員選挙について

選挙は予定通り実施することとする。

- ・当日投票所（24投票所）： 1月 31日（日） 8:30～20:00
- ・期日前投票所
 - 戸田市役所 : 1月 25日（月）～ 1月 30日（土） 8:30～20:00
 - 戸田公園駅前行政センター : 1月 25日（月）～ 1月 30日（土） 9:00～20:00
 - 東部福祉センター : 1月 27日（水）～ 1月 30日（土） 10:00～19:00
 - 笹目コミュニティセンター : 1月 25日（月）～ 1月 27日（水） 10:00～19:00
 - イオンモール北戸田 : 1月 28日（木）～ 1月 30日（土） 10:00～19:00

※各投票所について、十分な感染症対策を実施する。

以上

(案)

【公共施設等の対応及びイベント等の開催に対する戸田市の方針】

政府対策本部による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令及び埼玉県における緊急事態措置を受け、戸田市では公共施設等の対応及びイベント等の開催について、以下のとおりとする。

なお、本市の方針については、今後国・埼玉県の動向を参考に、適宜検討を行う。

【公共施設等の対応】

- ・屋内公共施設については、原則休館とする。（窓口業務のみ実施）
- ・屋外公共施設については、利用時間を午後8時までとする。
- ・実施期間については、令和3年1月12日から令和3年2月7日まで

【イベント等の開催】

市主催（共催）の市民が参加するイベント等（指定管理者含む）については、令和3年2月7日まで、原則、中止または延期とする。

令和3年1月 日

部局長 各位

総務部長

新型コロナウイルス感染防止のための勤務上の取扱いについて（通知）

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づき、政府から「緊急事態宣言」が発出され、埼玉県がその対象地域となったところであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する対策をこれまで以上に講じる必要があります。

このことから、現行の職員の感染防止対策である「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた市職員（会計年度任用職員等を含む。）の勤務上の取扱い等」に基づく取扱いを一層徹底させると共に、令和2年4月14日付戸経企第41号にて依頼し5月31日まで実施した「分散勤務」をもとに、執務室内の勤務者を職員数の5割程度とすることを目標に、改めて適用することといたします。

また、令和2年11月20日付戸人第1350号にて通知した年末年始の休暇取得促進の趣旨に鑑み、このたびの期間中においても休暇取得促進にご配慮願います。

つきましては、下記の事項について適切に履行していただくようお願い申し上げます。

— 記 —

1 適用期間 令和3年1月8日（金）から令和3年2月7日（日）まで

2 添付文書

- ・（資料1）新型コロナウイルス感染防止のための分散勤務の概要
- ・（資料2）新型コロナウイルス感染防止のための分散勤務による在宅勤務について
- ・（資料3）新型コロナウイルス感染症対策強化期間〔1月～2月〕中の分散勤務表
- ・（資料4）新型コロナウイルス感染防止のための執務スペース分散化の概要
- ・（参考資料）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた市職員（会計年度任用職員等を含む。）の勤務上の取扱い等

3 依頼内容

- (1) 上記の資料1及び2を御参照いただいたうえで資料3を作成し、適用期間における分散勤務の実施をお願いいたします。
- (2) 資料3については、事前に提出する必要はありません。今後、月締めの出勤状況確認等で必要となりますので、各所属において作成していただき、令和3年2月10日（水）までに経営企画課宛に提出をお願いいたします。

4 留意事項

- (1) 分散勤務を行う際に必要な手続等については、資料1を参考にいただき、各所属において出勤人数を調整してください。
- (2) 資料3の分散勤務表は、所属ごとにシートを分けて記入してください。なお、会計年度任用職員は対象外としております。
- (3) その他、資料4のとおり執務スペースの分散化を希望する所属においては、人事課人事担当まで御連絡ください。

【問い合わせ】

- ・分散勤務表に関すること
経営企画課 企画担当（内線 413）
- ・その他勤務上の取扱いに関すること
人事課 人事担当（内線 637）